湯河原町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(事業者編)

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者が配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性を認識しつつ、プライバシーの保護を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) 防犯カメラとは、不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪 の予防を目的(犯罪の予防が副次的な目的とする場合も含む。)として、特 定の場所に継続的に設置される撮影装置で、録画装置を備えるカメラをい う。
- (2) 画像とは、防犯カメラにより撮影されている画像をいう。
- (3) 画像データとは、防犯カメラにより撮影された画像を保存したものを画像データという。

3 管理者等の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの運用及び管理を適切に実施するために、 管理者及び操作者を指定するものとする。

- (1) 管理者 防犯カメラの運用を適切に管理する者
- (2) 操作者 防犯カメラ及び録画装置の操作を行う者

4 防犯カメラの設置

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため次の措置を図るものとする。

- (1) 防犯カメラの取付位置は、隣接家屋等の室内や敷地が撮影されないよう、 専門家の指導を仰ぐ。
- (2) 防犯カメラが設置されている旨を、撮影区域内の見やすい場所に、わかりやすく表示する。

5 画像データの保存及び取扱い

画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

- (1) 防犯カメラは、管理者等以外の操作を禁止する。
- (2) 画像データの保存期間は必要最小限(概ね1筒月以内)とする。
- (3) 画像データは、管理者等が厳重に管理し、複写、加工及び外部へ

の持ち出しは禁止する。

- (4) 保存期間が終了した画像データは速やかに消去又は上書きを行う。
- (5) 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう破砕、裁断等の処理を行う。

6 秘密の保持

- (1) 防犯カメラの画像を見ることができる者は、画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 防犯カメラの管理者等は、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 画像データの外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データを第三者に提供することができるものとする。

ただし、画像の閲覧・提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、提供先、理由、画像の内容を記録しておくものとする。

- (1) 法令に基づく手続きにより照会を受けたとき。
- (2) 人の生命身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められたとき。 ただし、捜査機関が画像データの提出を求めるときは文書によるものと する。

8 苦情等の処理

管理者等は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを 受けたときは、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

9 運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう本ガイドラインの「1 目的」から「8 苦情等の処理」に沿った運用の基準を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとする。

10 その他

防犯カメラの設置者は、個人情報保護法等を遵守するとともに、業務を委

託する場合には、委託業者に適切な管理、運用を徹底させるものとする。

平成 26 年 9 月 12 日制定